【規程番号　行法Ⅲ－019】

# 行吉学園国内留学規程

（目　的）

**第１条**　この規程は、本学園の専任教員が一定の期間通常の職務を離れ、国内の大学、研究所等において、その専攻する学問分野の研究又は調査に専念する場合（以下「国内留学」という。）の取扱いについて定める。

（期　間）

**第２条**　国内留学の期間は６か月又は１年とする。

（人　数）

**第３条**　国内留学の人数は、本学園全体で、毎年度３名以内とする。

（資　格）

**第４条**　国内留学者は、次の条件を備えなければならない。

(1) 本学園の専任教員として３年以上在籍し、60 歳以下の者であること。

(2) 留学目的が本学園における教員としての教育研究能力を高め、もって本学園の向上発展に資するものであること。

(3) 留学先が国内の他大学又は研究所等の研究施設であること。

(4) 留学期間終了後も引き続き在職する意志があること。

（手　続）

**第５条**　国内留学を希望する専任教員は、前年度６月末までに別紙様式(1)の国内留学許可願を学部長（短期大学部長）を経て学長に提出しなければならない。国内留学許可願には別紙様式２の個人調書を添付するものとする。

２　前項の願出者の国内留学の適否については、部局長等会議の審議を経て、学長の推薦により理事長が決定する。

３　国内留学が決定した者は、研究開始日の１か月前までに、学部長（短期大学部長）を経て学長に研究計画書を提出しなければならない。

（給与等）

**第６条**　国内留学中は、給与として基本給、扶養手当、住宅手当及び賞与等を支給する。

２　国内留学にかかる諸経費に対し、１か月２万円を限度として補助する（以下「修学補助金」という。）

（研究専念義務）

**第７条**　国内留学者は、留学期間中、第５条第３項の研究計画書に基づく研究に専念するものとし、他の職務に従事してはならない。

（終了後の義務）

**第８条**　国内留学者は、留学期間終了後、次の義務を果たさなければならない。

(1) ３か月以内に、研究又は調査に関する内容及び成果を明らかにする報告書を、所属の学部長（短期大学部長）を経て学長に提出すること。

(2) 1年以内に、紀要又は学術機関紙に研究成果を発表すること。

(3) 本学園の専任教員として、引き続き3年以上勤務すること。3年未満で退職する場合は、支給した修学補助金の全額又は一部を本学園に返還しなければならない。

（変　更）

**第9条**　この規程は、理事長が理事会の議を経て変更することができる。

**附　則**

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

**附　則**

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

**附　則**

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

**附　則**

この規程は、令和8年4月1日から施行する。（事務組織名称の変更）

**附　則**

この規程は、令和8年7月1日から施行する。

別紙様式（1）

年　　月　　日

# 国 内 留 学 許 可 願

神 戸 女 子 大 学
学 長　　様

所属・職
氏　　名　　㊞

このたび下記のとおり国内留学を計画しておりますので、御許可くださいますようお願いいたします。

1. 留学期間　　年　月　日から　　年　月　日まで
2. 留学先（所在地、連絡先を含む。）

3. 留学理由

4. 研究調査内容

上記国内留学を許可します。
但し、

| 理 事 長 | 理事（事務統括責任者） | 総務企画部長 |
|---|---|---|
| | | |

| 学　　長 | 学 部 長 |
|---|---|
| | |

別紙様式（2）

| 個　　人　　調　　書 | | | |
|---|---|---|---|
| 氏　　名 | ふりがな | 所属・職名 | |
| 生　年　月　日 | 年　　月　　日生　（満　　歳） | | |
| 学　　位 | 大学　　修士・博士　　年取得<br>学位論文題目 | | |
| 学　　歴 | 年　月　　大学　　学部　　卒業<br>年　月　　大学大学院　研究科修士課程入学<br>年　月<br>年　月<br>年　月 | | |
| 職　　歴 | | | |
| 研　究　業　績<br>（研究課題に関連するものを中心に） | | | |
| 現在行っている研究の概要 | | | |
| 本学での過去の留学歴（国内、海外） | | | |
| 国内留学中の連絡先 | | | |